坂井地区（坂井市・あわら市）就労アセスメント様式

（様式2-①）就労アセスメント暫定支給申請書（一般用）

利用者・保護者 → 行政

**就労アセスメントの実施を希望する皆様へ**

**（就労アセスメント用　暫定支給申請の手続きについて）**

就労移行支援事業所において就労アセスメントが必要な方（就労継続支援B型事業所への通所を検討されている方等）は、事前にお住まいの行政で手続きが必要です。手続きの際には、この用紙（暫定支給申請書）を行政の担当窓口（福祉課）へご提出くださいますようお願いいたします。

※就労アセスメントとは、一定期間、就労移行支援事業等を利用し、将来的な就労能力の伸び（成長力）など本人がもつ「働く力」に着眼し、長きに渡る社会生活の中の就労全般において、就労支援に活用していくものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 本人氏名 |  |
|  | |
| 私は現在、就労継続支援B型事業所の利用も含め、最も適した働く場への移行を考えているため、就労移行支援事業所でのアセスメントを受けることができるよう、暫定支給決定の手続きをお願いします。 | |